

九州ブロックオートオークション運営細則

■九連協オートオークションクレーム申立期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム事項		評価点付	R 点	低価格車	商 談	10年 10万km超 走行不明 改ざん車含む	クレーム裁定基準	
電装	1 集中Dロック作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする	
	2 バッテリー不良	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ハイブリットカーは除く	
機関	1 エンジン不良による白煙	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム		
機構	1 シートベルトロック	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日		
他	社外品 1	外装関係(アルミ、スポイラー等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
		内装関係(ハンドル、シート等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
		電装関係(ステレオ、ナビ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント欄記載の場合
		機関関係(ターボ、COM等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント欄記載の場合
		機構関係 (ショック・サス・マフラー・エアクリ・クラッチ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント欄記載の場合
	2 コンピューター不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで		
	3 レスオプション部品	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合	
4 特殊車両の主装の不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで			
5 前項各本文に該当する場合であっても、主催商組が相当と認めた場合							クレーム申請を容認し適宜の裁定を下す事ができる	

※クレーム申立期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終の申立期間とします。

※天災等により車両搬出ができない場合で不具合箇所等があった場合は、クレーム申立期間内に主催商組へ連絡があった場合のみ車両到着後、翌営業日の午後5時までのクレーム受付とします。

※他オートオークションクレーム事項等(その他クレームの裁定にあたって含む)については、中商連オートオークション統一ルールに基づくものとします。

※中商連オートオークション統一ルール及び九連協オートオークション運営細則に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

■その他クレームの裁定にあたって

- (1)カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。
- (2)グレード違いなど同一クレームを繰り返し申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。
- (3)ローダウンについては車検に通る車両とします。
- (4)離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (5)エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。なお落札店への部品到着期限はクレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (6)改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (7)シートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品店申告義務とします。
- (8)使用済自動車として預託された車両および輸出末梢登録(仮登録含む)された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。
- (9)誤記入の場合
AC欠品でキャンセルの場合、ペナルティー2万円+往復運賃とします。
- (10)メーターに関するクレーム対応
オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (11)出品店がオークション開催日を含め11日以上を経過しても書類を提出しない場合、ペナルティー1万円+以降1日経過毎に2千円を加算します。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終日とします。
- (12)出品店から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合、上記(11)の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とします。
- (13)落札店都合によるキャンセルは、原則オークション当該車両のセリ終了後60分までとし、ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とします。
- (14)登録名義の変更について
主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (15)落札自動車の自動車税等について
 - ①落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ②落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担の取扱については落札店の負担とします。
 - ③主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。
- (16)落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (17)税金滞納者に対する抵当権設定車両については、発覚した時点の出品店責任とし、発覚以前については出品店にて処理するものとします。また、クレーム処理における車両価格については、発覚した時点の時価(相場価格)とし、クレーム期間は無期限とします。

J U大分運営細則

1. 出品車両について

(1) 出品車両の評価基準

中商連オートオークション検査基準で行います。

評価点の無い0円売切りコーナーは基本ノー検査・ノークレームですので、予めご了承ください。尚、評価点に「アメ」が付されている場合は雨天時検査により評価しづらい車両となっております。

(2) 調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び希望価格（指値）を記入して下さい。

セリ時不在の場合は、希望価格（指値）の3万円下より調整人が売切り決定をできるものとします。

(3) リサイクル料金について

出品申込書に金額を記載の場合のみ精算致します。

記入額と実際のリサイクル料金に差異が生じた時は減額の場合のみ書類到着後、訂正処理致します。

(4) 書類の有効期限について

書類の有効期限は、原則としてAA開催日の翌月末迄あることとします。但し、それに満たなくてもAA開催日を含み20日以上の有効期限であれば出品申込書に記載する事ができます。（AA開催日書類提出必須）

2. 落札車両について

(1) AA翌週水曜（AA当日含む8日）までに搬出もしくはAAに出品されない場合は 残留車1台につき普通セリ出品料と同額をペナルティとして請求させていただきます。

（搬出時間：平日9時～17時）

(2) 名義変更コピーの提出期限

名変期限終了月の翌5日までです。それを過ぎますとペナルティが課せられます。

抹消登録の場合、登録事項証明の写しを抹消日の月末までに提出するものとし、期限を過ぎた場合、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。

名変コピーを送信した場合は、商組に到着の有無をご確認ください。

3. 自動車税の取り扱いについて

(1) 落札自動車ナンバー付の場合、AA開催日の翌月から年度末迄の自動車税未経過相当額を預り金として落札店から預かり、落札自動車の登録結果により預り金の清算を行います。

軽自動車は自動車税相当額として15,000円を落札店から預かります。

尚、3月開催分は翌年度1年間分の自動車税となります。

JU大分は、落札店から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預り金の清算をAA開催日前の金曜日に締めて翌AAの計算書にて計上します。

① 移転登録の場合

原則として預り金の全額を出品店に清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します。

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は預り金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預り金のうち1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合

落札店から抹消登録した当月末迄に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます。

④ 軽自動車について

開催年度内の軽自動車税は出品店負担とします。また年度内に名義変更された場合は預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

4.クレームについて

中商連オートオークション統ルール及び九州ブロックオートオークション運営細則を基に裁定致します。

但し、「落札価格20万円未満車両」並びに「0円売切りコーナー」は原則ノークレームとしますが、以下の場合はクレームとして取扱います。

① 出品申込書の記載相違事項

② 接合車、盗難車、メーター疑義車（故障除く）。又、冠水車並びに消火剤散布跡車で申告の無いもの。

③ 書類等によって判明する事項

④ その他主催商組が判断した場合

5.後商談申込みについて

(1) 最終応札金額+3万円以上(30万未満の場合は+1万円)からの受付を基本と致します。但しノーコールの場合は、スタート金額を最終応札とみなします。

(2) セリ終了後10台経過までは、最終応札者を優先します。その後は、先着順での受付となります。申し込みは、規定の用紙をご利用下さい。

(申し込みは、1台につき1回です)

(3) 受付時間は、該当車両セリ終了後60分までとします。

(4) 申込み店へ出品店の希望金額を連絡後、10分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。

6.不在入札について

不在入札と応札が同額の場合は、不在入札(先着順)が優先され1ポス競り上がりますので、予め考慮しての入札をお願い致します。

7. 下見代行サービスは行っていません。

8. プライバシーポリシーについては、J U中商連の内容を基本と致します。

本細則はJ U大分決議事項に伴い更新されます旨を予めご了承ください。

大分県中古自動車販売商工組合

『即落サポート』について



手数料	落札料・・・15,000円（税別）
入金期限	落札日を含む7日以内（入金後搬出）
搬出可能日時	平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 （※日・祝日は不可）
キャンセルについて	落札日翌日の12時まで （※ペナルティー5万円＋成約料＋落札料）
クレームについて	中商連オートオークション統一ルール、九州ブロックオートオークション運営細則及び、JU大分運営細則を適用